

第七回国会 電氣通信委員會議録 第一号

昭和二十五年一月二十四日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 高橋 三郎君 理事 中村 純一君

理事 松本 善壽君 理事 新吉 達三君

理事 江崎 一治君 理事 浅香 忠雄君

理事 井上 信貴男君 理事 庄司 一郎君

理事 降旗 徳弥君 理事 今井 耕君

出席國務大臣 出府政府委員

電氣通信大臣 小澤 重喜君

電氣通信 尾形 六郎兵衛君

政務次官 楠瀬 能彦君

(人事部長)官 勉君

(業務局長)官 網島 毅君

電波監理長官 網島 毅君

(電波法)法規 野村 義男君

電氣通信事務官 委員外の出席者

專門員 吉田 弘苗君

昭和二十四年十二月十三日

委員田島ひで君辞任につき、その補

欠として藤島克巳君が議長の名で

委員に選任された。

同月十六日

委員藤島克巳君辞任につき、その補

欠として志賀義雄君が議長の名で

委員に選任された。

昭和二十四年十二月二十二日

電波法案(内閣提出第五号)

放送法案(内閣提出第六号)

第一類第十四号

電氣通信委員會議録第一号

昭和二十五年一月二十四日

電氣通信委員會議録第一号

昭和二十五年一月二十四日

電氣通信委員會議録第一号

昭和二十五年一月二十四日

電氣通信委員會議録第一号

昭和二十五年一月二十四日

同月二十三日

電波監理委員会設置法案(内閣提出

第七号)

昭和二十五年一月十八日

東北地方の無線通信施設拡充整備の

請願(苦米地義三君外一名紹介)(第

一六二号)

の審査を本委員会に付託された。

昭和二十四年十二月二十四日

湯原局、二井宿局間に単独電話架設

の陳情書(宮城県刈田郡七ヶ宿村長

高橋大吉外一名)(第六一七号)

東北地方の無線通信機関拡充の陳情

書(仙台市宮城區議會議長松沢敬之

助)(第一三七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

公聴會開會承認要求に関する件

電波法案(内閣提出第五号)

放送法案(内閣提出第六号)

電波監理委員会設置法案(内閣提出

第七号)

〇辻委員長 これより會議を開きま

す。

昨年十二月二十二日、本委員会に付

託になりました電波法案、放送法案同じ

く二十三日付託になりました電波監理

委員会設置法案、ともに関連を持つて

おりますので、これより三法案一括議

題として審査を進めます。まず以上三

法案の趣旨について説明を求めます。

小澤國務大臣。

電波法案

電波法

目次

第一章 總則(第一條—第三條)

第二章 無線局の免許(第四條—

第二十七條)

第三章 無線設備(第二十八條—

第三十八條)

第四章 無線従事者(第三十九

條—第五十一條)

第五章 運用

第一節 總則(第五十二條—第

六十一條)

第二節 海岸局及び船舶局の運

用(第六十二條—第七

十條)

第六章 監督(第七十一條—第八

十二條)

第七章 聽聞及び訴訟(第八十三

條—第九十九條)

第八章 雜則(第一百條—第一百四

條)

第九章 罰則(第一百五條—第一百

六條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、電波の公平且

つ能率的な利用を確保することに

よつて、公共の福祉を増進するこ

とを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律に基

く命令の規定の解釈に關しては、

左の定義に従ふものとする。

一 「電波」とは、十キロサイクル

から三百万メガサイクルまでの

周波数の電磁波をいう。

二 「無線電信」とは、電波を利用

して、符号を送り、又は受ける

ための通信設備をいう。

三 「無線電話」とは、電波を利用

して、音聲その他の音響を送

り、又は受けるための通信設備

をいう。

四 「無線設備」とは、無線電信、

無線電話その他電波を送り、又

は受けるための電氣的設備をい

う。

五 「無線局」とは、無線設備及び

無線設備の操作を行う者の總体

をいう。但し、受信のみを目的

とするものを含まない。

六 「無線従事者」とは、無線設備

の操作を行う者であつて、電波

監理委員會の免許を受けたもの

をいう。

(電波に關する條約)

第三條 電波に關し條約に別段の定

があるときは、その規定による。

第二章 無線局の免許

(無線局の開設)

第四條 無線局を開設しようとする

者は、電波監理委員會の免許を受

けなければならない。但し、発射

する電波が著しく微弱な無線局で

電波監理委員會規則で定めるもの

については、この限りでない。

2 公衆通信業務(公衆の一般の利

用に供する無線通信の業務をい

う。以下同じ。)を行うことを目的

とする無線局は、国でなければ、

開設することができない。

(欠格事由)

第五條 左の各号の一に該当する者

には、無線局の免許を與えない。

一 日本国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三

号に掲げる者がその代表者であ

るもの又はこれらの者がその役

員の三分の一以上若しくは議決

権の三分の一以上を占めるも

の。

五 この法律又は放送法(昭和

年法律第 号)に規定する

罪を犯し罰金以上の刑に処せら

れ、その執行を終り、又はその

執行を受けることがなくなつた

日から二年を経過しない者

六 無線局の免許の取消を受け、

その取消の日から二年を経過し

ない者

2 前項の規定は、左に掲げる無線

局については、適用しない。

一 実験無線局(科学又は技術の

発達のための実験に專用する無

線局をいう。以下同じ。)

二 船舶安全法(昭和八年法律第

十一号)第十四條の船舶の無線

局

(免許の申請)

第六條 無線局の免許を受けようと

する者は、申請書に、左に掲げる

事項を記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。

- 一 目的
- 二 開設を必要とする理由
- 三 通信の相手方及び通信事項
- 四 無線設備の設置場所
- 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- 六 希望する運用許容時間(運用することが出来る時間をいう。以下同じ。)
- 七 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日
- 八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
- 九 運用開始の予定期日
- 2 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信(以下「放送」という。)(を)する無線局の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。
- 一 前項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項
- 二 事業計画及び事業収支見積
- 三 放送事項
- 四 放送区域
- 3 船舶船(船舶無線電信局(船舶の無線局であつて、無線電信により無線通信を行うもの)及び船舶無線電信局(船舶の無線局であつて、無線電話により無線通信を行うもの)をいう。以下同じ。)(の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その船舶の所有者、用途、総トン数、

旅客船であるときは旅客定員、航行区域、主たる停泊港及び信号符字をあわせて記載しなければならない。

- (申請の審査)
- 第七條 電波監理委員会は、前條の申請書を受理したときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 周波数の割当が可能であること。
- 三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
- 四 前三号に掲げるものの外、電波監理委員会規則で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。
- 2 電波監理委員会は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。
- (予備免許)
- 第八條 電波監理委員会は、前條の規定により審査した結果、その申請が同條第一項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を與える。
- 一 工事落成の期限
- 二 電波の型式及び周波数
- 三 呼出符号(標識符号を含む。以下同じ。)(又は呼出名称)
- 四 空中線電力
- 五 運用許容時間
- 2 電波監理委員会は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前

項第一号の期限を延長することができる。

- (工事設計の変更)
- 第九條 前條の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ電波監理委員会の許可を受けなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。
- 3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更をきたすものであつてはならず、且つ、第七條第一項第一号の技術基準に合致するものでなければならない。
- (落成後の検査)
- 第十條 第八條の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波監理委員会に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならない。
- (免許の拒否)
- 第十一條 第八條第一項第一号の期限(同條第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限)経過後二週間以内に前條の規定による届出がないときは、電波監理委員会は、その無線局の免許を拒否しなければならない。
- (免許の附與)
- 第十二條 電波監理委員会は、第十條の規定による検査を行つた結果、その無線設備が第六條第一項

第七号又は同條第二項第一号の工事設計(第九條の規定による変更があつたときは、変更があつたもの)に合致し、且つ、その無線従事者の資格及び員数が第五十條の規定に違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を與えなければならない。

- (免許の有効期間)
- 第十三條 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年(放送を目的とする無線局については、三年)をこえない範囲内において電波監理委員会規則で定める。但し、再免許を妨げない。
- 2 船舶安全法第四條(同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。)(の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令(昭和二十四年政令第三百六号)第五條の漁船の船舶無線電信局の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。
- (免許状)
- 第十四條 電波監理委員会は、免許を與えたときは、免許状を交付する。
- 2 免許状には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 免許の年月日及び免許の番号
- 二 免許人(無線局の免許を受けたい者をいう。以下同じ。)(の氏名又は名称)
- 三 無線局の種類
- 四 無線局の目的
- 五 通信の相手方及び通信事項
- 六 無線設備の設置場所
- 七 免許の有効期間

八 呼出符号又は呼出名称

九 電波の型式及び周波数並びに発振及び変調の方式

十 空中線電力

十一 空中線の型式及び構成

十二 運用許容時間

- 3 放送をする無線局の免許状には、前項の規定にかかわらず、左に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 前項第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる事項
- 二 放送事項
- 三 放送区域
- (再免許の手続)
- 第十五條 第十三條第一項但書の再免許については、第六條及び第八條から第十二條までの規定にかかわらず、電波監理委員会規則で定める簡易な手続によることができる。
- (運用開始の届出)
- 第十六條 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を電波監理委員会に届け出なければならない。
- (変更等の許可)
- 第十七條 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ電波監理委員会の許可を受けなければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 第九條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定によ

り無線設備の変更の工事をする場合に準用する。

(変更検査)

第十八條 前條第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、電波監理委員会の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同條同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

(申請による周波数等の変更)

第十九條 電波監理委員会は、免許人が呼出符号若しくは呼出名称、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(免許の承継)

第二十條 免許人について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、免許人の地位を承継する。

2 船舶局のある船舶について船舶の所有権の移転又は、船隻の移転の設定、変更若しくは解除により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

3 前二項の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

(免許状の訂正)

第二十一條 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を電波監理委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

(廃止及び休止)

第二十二條 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を電波監理委員会に届け出なければならない。無線局の運用を一箇月以上休止するときは、同様とする。

第二十三條 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

(免許状の返納)

第二十四條 免許人がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

(無線局の公示)

第二十五條 電波監理委員会は、免許をしたときは、その無線局について、電波監理委員会規則で定める事項を公示する。

(周波数の公開)

第二十六條 電波監理委員会は、免許の申請等に資するため、割り当てることができる周波数及び割り当てた周波数の現状を示す表を作成し、公衆の閲覧に供しなければならない。

(免許の特例)

第二十七條 外国において取得した船舶の無線局については、電波監理委員会は、第六條から第十四條まで及び第二十五條の規定によらないで免許を與えることができる。

2 前項の規定による免許は、その船舶が日本国内の目的港に到着した時に、その効力を失う。

第三章 無線設備

(電波の質)

第二十八條 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高周波の強度等電波の質は、電波監理委員会規則で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九條 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、電波監理委員会規則で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を與えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十條 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を與えることがないように、電波監理委員会規則で定める施設をしなければならない。

第三十一條 電波監理委員会規則で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えなければならない。

(計器及び予備品の備えつけ)

第三十二條 船舶局の無線設備には、その操作のために必要な計器及び予備品であつて、電波監理委員会規則で定めるものを備えなければならない。

(船舶の義務無線電信の条件)

第三十三條 船舶安全法第四條の船舶に施設する無線電信(以下「義務無線電信」という。)の主送信装置

は、五百キロサイクルの周波数において晝間百九十キロメートル以上の有効通達距離をもつものでなければならない。

2 電波監理委員会は、船舶安全法

第四條第一項第三号(同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。)の船舶に施設する無線電信については、前項の有効通達距離の特例を定めることができる。

第三十四條 義務無線電信には、左に掲げる條件に適合する補助装置を備えなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、電波監理委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

一 独立の電源をもつこと。
二 連続して六時間以上使用できること。

三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において晝間九十五キロメートル(第五十條の第一種局については百五十キロメートル)以上の有効通達距離をもつこと。

四 受信装置は、五百キロサイクルの周波数を受信することができるが、且つ、鉱石検波の方式によつても受信できること。

五 直ちに完全に操作できること。

2 前項の補助装置は、船舶の最高満載きつ水線上のなるべく高い安全な位置に装置することを要する。

3 送信又は受信の主装置が前二項

の條件を具備するときは、その補助装置を備えることを要しない。

第三十五條 義務無線電信の通信室には、非常燈を備えなければならない。

2 義務無線電信の通信室が航海船

橋以外の場所にあるときは、航海船橋との間に送話管又は電話を備えなければならない。

(救命艇の無線電信の条件)

第三十六條 船舶安全法第二條(同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。)の規定に基く命令により船舶に備える救命艇に装置しなければならない無線電信は、左に掲げる條件に適合したものでなければならない。

一 五百キロサイクルの周波数により送り、及び受けることができること。
二 連続して三時間以上使用できること。

三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において晝間五十キロメートル以上の有効通達距離をもつこと。

四 受信装置は、鉱石検波の方式によつても受信できること。

五 機器は、救命艇の機関による振動に耐えること。

六 有効な防水装置があること。

(無線設備の機器の検定)

第三十七條 第三十一條の規定により備えつけなければならない周波数測定装置、船舶に施設する緊急自動受信機及び電波監理委員会規則で定める無線方位測定機は、その型式について、電波監理委員会の行う検定に合格したものでなけ

れば、施設してはならない。

(その他の技術基準)

第三十八條 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く。)は、この章に定めるものの外、電波監理委員会規則で定める技術基準に適合するものでなければならぬ。

第四章 無線従事者

(無線設備の操作)

第三十九條 無線局の無線設備の操作は、次條の定めるところによ

り、無線従事者でなければ、行つてはならない。但し、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(無線従事者の従事範囲)

第四十條 無線従事者の資格は、左の表の上欄に掲げるとおりとし、それぞれ下欄に掲げる無線局の無線設備の操作を行うことができるものとする。

無線従事者の資格		行うことができる無線設備の操作	
第一級無線通信士	無線設備の通信操作 船舶に施設する無線設備の技術操作 陸上に施設する空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作	国内通信のための無線設備の通信操作 第一級無線通信士の指揮の下に行う国際通信のための無線設備の通信操作 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作	
第二級無線通信士	漁業用の海岸局(船舶局と通信を行うため陸上に開設した無線局をいう。以下同じ。)の空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び七十五ワット以下の無線電話の技術操作 空中線電力五十ワット以下の可搬型の無線電信及び無線電話の技術操作	第一級無線通信士又は第二級無線通信士の指揮の下に行う国内通信のための無線設備の通信操作	
第三級無線通信士	漁船に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作		

電話級無線通信士	漁業用の海岸局の空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
聴守員級無線通信士	船舶に施設する空中線電力百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作 漁業用の海岸局の空中線電力五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
第一級無線技術士	船舶に施設する無線電信の通信操作(遭難信号、緊急信号及び安全信号の聴守に限る。) 無線設備の技術操作
第二級無線技術士	第一級無線技術士の指揮の下に行う無線設備の技術操作 空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作
第一級アマチュア無線技士	アマチュア無線局(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。)の無線設備の通信操作及び技術操作
第二級アマチュア無線技士	空中線電力百ワット以下で五十メガサイクル以上又は八メガサイクル以下の周波数を使用するアマチュア無線局の無線電話の通信操作及び技術操作
特殊無線技士	電波監理委員会規則で定める無線設備の操作

(免許)

第四十一條 無線従事者にならうとする者は、前條の資格別に行う無線従事者国家試験に合格し、合格の日から三箇月以内に電波監理委員会の免許を受けなければならない。

(免許を與えない場合)

第四十二條 左の各号の一に該当する者に対しては、無線従事者の免許を與えないことができる。

- 許を與えないことができる。
- 第一九章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 無線従事者の免許を取り消され、取消の日から二年を経過しない者
- 著しく心身に欠陥があつて無

線従事者たるに適しない者

(無線従事者原簿)

第四十三條 電波監理委員会は、無線従事者原簿を備えつけ、免許に関する事項を記載する。

(免許の有効期間)

第四十四條 無線従事者の免許の有効期間は、免許の日から起算して五年とする。

(免許の更新)

第四十五條 無線従事者は、同一の資格について免許の更新を申請することができる。

- 前項の申請をした者が、左の各号の一に該当するときは、電波監理委員会は、無線従事者国家試験を行わないでその免許の更新をしなければならない。
- 免許の有効期間中通過して二年六箇月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者
- 免許の有効期間中通過して一年六箇月以上及び申請前一年以内に六箇月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者

者

- 第一項の申請をした者が前項各号に該当しない場合であつても、電波監理委員会は、申請者の当該免許に係る業務の経歴及び成績によつて、無線従事者国家試験の一部を免除することができる。
- 免許の更新については、第四十二條及び第四十四條の規定を準用する。

(無線従事者国家試験)

第四十六條 無線従事者国家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う。

第四十七條 無線従事者国家試験は、第四十條の資格別に、毎年少くとも一回電波監理委員会が行う。

第四十八條 無線従事者国家試験に關して不正の行為があつたときは、電波監理委員会は、当該不正の行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

(命令への委任)

第四十九條 第四十一條から前條までに規定するものの外、免許の申請、免許証の交付、再交付及び返納その他無線従事者の免許に關する手続的事項並びに試験科目、受験手続その他無線従事者国家試験の実施細目は、電波監理委員会規則で定める。

(通信長の配置等)
第五十條 左の表の上欄に掲げる船舶無線電信局には、通信長(船舶通信士の長をいう。)としてそれぞれ下欄に掲げる無線通信士を配置しなければならない。

第五十一條 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

2 電波監理委員会は、前項に規定するものの外、必要があると認めるときは、電波監理委員会規則により、無線局に配置すべき無線従事者の資格別員数を定めることができる。

(選任解任)

第五十二條 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送事項)の範囲をこえて運用してはならない。但し、左に掲げる通信については、この限りでない。

第一章 運用

第一節 通用

第五十三條 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送事項)の範囲をこえて運用してはならない。但し、左に掲げる通信については、この限りでない。

一 遭難通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。)

二 緊急通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。)

三 安全通信(船舶の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。)

四 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

第五十四條 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のものでなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

第五十五條 無線局は、第八條第一項の規定により指定する運用許可時間内でない限り、運用してはならない。但し、第五十二條各号に掲げる通信を行う場合及び電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(混信等の防止)
第五十六條 無線局は、他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を與えないように運用しなければならない。但し、第五十二條第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

(擬似空中線回路の使用)
第五十七條 無線局は、左に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

一 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

二 実験無線局を運用するとき。

(実験無線局等の通信)
第五十八條 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

(秘密の保護)
第五十九條 何人も法律に別段の定めがある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを引用してはならない。

(時計、業務書類等の備えつけ)
第六十條 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他電波監理委員会規則で定める書類を備えつけておかなければならない。

(通信方法等)
第六十一條 無線局の呼出又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに補助設備、救命艇の無線設備、方位測定装置及び緊急自動受信機の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、電波監理委員会規則で定める。

第二節 海岸局及び船舶局の運用
(船舶局の運用)
第六十二條 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十

第一類第十四号 電気通信委員会議案第一号 昭和二十五年一月二十四日

- 二條各号に掲げる通信を行うとき、その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- 3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- (運用しなければならない時間)
- 第六十三條 船舶無線電信局は、その船舶の航行中は、第一種局にあつては常時、第二種局にあつては電波監理委員会規則で定める時間の時間運用しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の時間割の時間は、第二種局甲にあつては一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間とする。
- 3 海岸局は、常時運用しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める海岸局については、この限りでない。
- (沈黙時間)
- 第六十四條 海岸局及び船舶局は、中央標準時による毎時の十五分過ぎから十八分過ぎまで及び四十五分過ぎから四十八分過ぎまで(第一沈黙時間)という。以下同じ。は、四百八十五キロサイクルから五百十五キロサイクルまでの周波数の電波を発射してはならない。

- 但し、遭難通信若しくは緊急通信を行う場合又は第一沈黙時間の最後の二十秒間に安全信号を送信する場合は、この限りでない。
- 2 海岸局及び船舶局は、毎時六分をこえない範囲内で電波監理委員会規則で定める時間(第二沈黙時間)という。以下同じ。は、前項の周波数以外の電波であつて電波監理委員会規則で定めるものを発射してはならない。
 - 3 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。
 - (聴守義務)
 - 第六十五條 五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局及び船舶無線電信局は、その運用しなければならない時間(以下「運用義務時間」という。中は、五百キロサイクルの周波数で聴守しなければならない。但し、第一沈黙時間中を除く外、現に通信を行っている場合は、この限りでない。
 - 2 前條第二項の電波監理委員会規則で定める周波数の指定を受けている海岸局及び船舶局は、その運用義務時間中は、その周波数で聴守しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める第二沈黙時間中を除く外、現に通信を行っている場合は、この限りでない。
 - (遭難通信)
 - 第六十六條 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、且つ、遭難している船舶を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報

- する等救助の通信に關し最善の措置をとらなければならない。
- 2 無線局は、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
 - (緊急通信)
 - 第六十七條 海岸局及び船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもつて、緊急通信を取り扱わなければならない。
 - 2 海岸局及び船舶局は、緊急信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少くとも三分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。
 - (安全通信)
 - 第六十八條 海岸局及び船舶局は、すみやかに、且つ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
 - 2 海岸局及び船舶局は、安全信号を受信したときは、その通信が自局に關係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
 - (船舶局の機器の調整のための通信)
 - 第六十九條 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならない。
 - (通信圏入出の通知)
 - 第七十條 船舶無線電信局は、海岸局の通信圏に入つたとき、又はその通信圏を去ろうとするときは、その旨をその海岸局に通知しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

- りでない。
- 2 前項の海岸局の通信圏は、電波監理委員会規則で定める。
 - 第六章 監督
 - (周波数等の変更)
 - 第七十一條 電波監理委員会は、混信の防止その他公益上必要があるときは、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、且つ、その無線設備の変更を要しないか又は輕微な変更を要するにとどまる場合に限り、無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。
 - (電波の発射の停止)
 - 第七十二條 電波監理委員会は、無線局の発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めるところに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
 - 2 電波監理委員会は、前項の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則の定めるところに適合するに至つた旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。
 - 3 電波監理委員会は、前項の規定により発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めるところに適合しているときは、直ちに第一項の停止を解除しなければならない。
 - (検査)
 - 第七十三條 電波監理委員会は、毎年一回、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、

- その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び書類を検査させる。但し、その年に免許を受けた無線局及び外国地間に航行中の船舶の無線局については、この限りでない。
- 2 電波監理委員会は、前條第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同條第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び書類を検査させることができる。
 - 3 前二項の規定により無線局に立ち入り、検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
 - 4 第一項又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 - (非常の場合の無線通信)
 - 第七十四條 電波監理委員会は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
 - 2 電波監理委員会が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

び主張の要旨を記載した文書をもつて、審理官に利害関係者として参加する旨を申し出なければならぬ。

(代理人)

第九十條 利害関係者は、弁護士その他適當と認める者を代理人に選任することができる。

(調査)

第九十一條 審理官は、聴聞に際し必要があると認めるときは、利害関係者を審問し、又は参考人に出頭を求めて審問し、且つ、これらの者に報告をさせることができる。

(主張と立証)

第九十二條 利害関係者若しくはその代理人又は電波監理委員会は、聴聞に際し、自己の主張を述べ、証拠を申し立て、又は利害関係者若しくは参考人若しくは電波監理委員会を審問することができる。

(調書及び意見書)

第九十三條 審理官は、聴聞に際しては、調書を作成しなければならない。

2 審理官は、前項の調書に基き意見書を作成し、同項の調書とともに、電波監理委員会に提出しなければならない。

3 電波監理委員会は、第一項の調書及び前項の意見書を公衆の閲覧に供しなければならない。

(決定)

第九十四條 電波監理委員会は、前條の調書及び意見書に基き事案の決定を行う。

2 前項の決定は、文書により行い、その正本を第八十八條及び第

八十九條の利害関係者に送付しなければならない。

3 前項の文書には、聴聞を経て電波監理委員会が認定した事実及び理由を示さなければならない。

(参考人の旅費等)

第九十五條 第九十一條の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定める額の旅費、日当及び宿泊料を受ける。

(規則委任事項)

第九十六條 この章に定めるものの外、聴聞に関する手続は、電波監理委員会規則で定める。

(專屬管轄)

第九十七條 この法律又はこの法律に基き命令の規定に基き電波監理委員会の処分に対する訴は、東京高等裁判所の專屬管轄とする。

(記録の送付)

第九十八條 前條の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく電波監理委員会に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

(事実認定の拘束力)

第九十九條 第九十七條の訴については、電波監理委員会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

第八章 雜則

(高周波利用設備)

第一百條 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、

電波監理委員会の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロサイクル以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備(ケーブル搬送設備及び平衡二線式裸線搬送設備を除く。)

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロサイクル以上の高周波電流を利用するもののうち、電波監理委員会規則で定めるもの

2 前項の許可の申請があつたときは、電波監理委員会は、当該申請が次項において準用する第二十八條、第三十條又は第三十八條の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信に妨害を與えないと認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第十四條第一項及び第二項(免許状)、第十七條(変更等の許可)、第二十一條(免許状の訂正)、第二十二條、第二十三條(廃止及び休止)、第二十四條(免許状の返納)、第二十八條(電波の質)、第三十條(安全施設)、第三十八條(技術基準)、第七十二條(電波の放射の停止)、第七十三條第二項から第四項まで(検査)、第七十六條、第七十七條(無線局の免許の取消等)、第八十一條(報告)の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

(無線設備の機能の保護)

第一百一條 第八十二條第一項の規定は、無線設備以外の設備(前條の設備を除く。)が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を與えるときに準用する。

機能に継続的且つ重大な障害を與えるときに準用する。

第一百二條 電波監理委員会の施設した無線方位測定装置の設置場所から一キロメートル以内の地域に、電波を乱すおそれのある建造物又は工作物であつて電波監理委員会規則で定めるものを建設しようとする者は、あらかじめ電波監理委員会にその旨を届けなければならない。

(手数料の徴収)

第一百三條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める手数料を政令で定める期日に納めなければならない。

らない。

2 前項の無線方位測定装置の設置場所は、電波監理委員会が公示する。

納めなければならない者

一 第六條の規定による免許の申請をする者

二 第十條の規定による落成後の検査又は第七十三條第一項の規定による検査を受ける者

イ 船舶局

空中線電力五十ワット以下のもの

空中線電力二百ワット以下のもの

空中線電力二キロワット以下のもの

空中線電力十キロワットをこえるもの

放送をする無線局

空中線電力五十ワット以下のもの

空中線電力五百ワット以下のもの

空中線電力十キロワット以下のもの

空中線電力十キロワットをこえるもの

その他の無線局

空中線電力五十ワット以下のもの

空中線電力二百ワット以下のもの

空中線電力二キロワット以下のもの

空中線電力十キロワットをこえるもの

第三十八條の規定による検査を受ける者(第七十七條第一項の規定に基き指定の変更を受けたため第十七條第一項の許可を受けた者を除く。)

第四十七條の規定による検定を受ける者

第四十一條の規定による無線従事者国家試験を受ける者

第四十五條第一項の規定による免許の更新を申請する者であつて同條第二項に該当するもの

七 第四十九條の規定による免許証の再交付を申請する者

金額	金 額
三千六百円	金 額
六千円	六千円
八千円	八千円
一万三千円	一万三千円
六千円	六千円
一万円	一万円
一万九千円	一万九千円
二万二千円	二万二千円
四千円	四千円
七千円	七千円
九千円	九千円
一万五千円	一万五千円
五千円	五千円
二万四千円	二万四千円
五百円	五百円
百円	百円
百円	百円

(国に対する適用)

第百四條 この法律の規定は、第七章及び第九章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において「免許」又は「許可」とあるのは、第四章を除き、「承認」と読み替へるものとする。

第九章 罰則

第百五條 無線通信の業務に従事する者が第六十六條第一項の規定による遭難通信の取扱をしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 遭難通信の取扱を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第百六條 自己若しくは他人に利益を與え、又は他人に損害を加ふる目的で、無線設備又は第百條第一項第一号の通信設備によつて虚偽の通信を發した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 船舶遭難の事実がないのに、無線設備によつて遭難通信を發した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

第百七條 無線設備又は第百條第一項第一号の通信設備によつて日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を發した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

第百八條 無線設備又は第百條第一項第一号の通信設備によつておいつな通信を發した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百九條 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に關し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による免許がないのに、無線局を運用した者

二 第百條第一項の規定による許可がないのに、同條同項の設備を運用した者

三 第五十二條、第五十三條又は第五十五條の規定に違反して無線局を運用した者

四 第十八條の検査を受けないで無線設備を運用した者

五 第七十二條第一項又は第七十六條第一項(以上の各規定を第百條第三項において準用する場合を含む。)の規定によつて電波の發射又は運用を停止された無線局又は第百條第一項の設備を運用した者

六 第七十四條第一項の規定による処分違反した者

第百十一條 第七十三條第一項若しくは第二項又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六十二條第一項の規定に違反した者

二 第六十四條第一項の規定に違反した者

三 第七十六條第一項(第百條第三項において準用する場合を含む。)の規定による運用の制限に違反した者

四 第七十八條の規定に違反した者

五 第八十二條第一項(第百一條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第百十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條の規定に違反した者

二 第七十九條第一項の規定による業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行つた者

第百十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に關し、第百十條から第百十二條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

第百十五條 第九十一條の規定による審理官の処分違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三千円以下の過料に処する。

第百十六條 左の各号の一に該当する者は、三千円以下の過料に処する。

一 第二十條第三項の規定に違反して、届出をしない者

二 第二十二條(第百條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をしない者

三 第二十四條(第百條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、免許状を返納しない者

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年四月二日以後であつてはならない。

(無線電信法の廃止)

2 無線電信法(大正四年法律第二十六号。以下「旧法」という。)は廃止する。

3 旧法第六條、第十五條、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の規定は、公衆通信業務に關する法律が制定施行されるまでは、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(旧法の罰則の適用)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(無線従事者に關する経過規定)

5 この法律施行の際、現に無線通信士資格検定期(昭和六年通信省令第八号)の規定によつて第一級、第二級、第三級、電話級又は

聴守員級の無線通信士の資格を有する者は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、電話級無線通信士又は聴守員級無線通信士の免許を受けたものとみなす。

6 旧電気通信技術者検定期(昭和十五年通信省令第十三号)廃止の際、昭和二十四年六月一日、現に同規則の規定によつて第一級若しくは第二級の電気通信技術者の資格又は第三級(無線)の電気通信技術者の資格を有していた者は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線技術士又は第二級無線技術士の免許を受けたものとみなす。

7 前二項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ、不可抗力による場合を除く外、同期間の満了によつて、その免許は、効力を失う。

8 この法律施行の際、現に無線設備の技術操作に従事している者は、この法律施行後一年間は、第三十九條の規定にかかわらず、無線技術士の資格がなくとも、無線設備の技術操作に従事することが出来る。

(この法律の施行前にした処分等)

9 第五項又は第六項に規定するものの外、旧法又はこれに基く命令の規定に基く処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当す

- る規定があるときは、この法律によつてしたものとなす。この場合において、無線局（船舶安全法第四條の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令第五條の漁船の船舶無線電信局を除く）の免許の有効期間は、第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の種類ごとに電波監理委員会規則で定める期間とする。
- （既設の高周波利用設備の許可の申請）
- 10 この法律の施行の際、現に第四百條第一項第二号の設備を設置している者は、この法律施行の日から一年以内に当該設備につき電波監理委員会の許可を受けなければならない。
- 11 第四百條第二項及び第三項の規定は、前項の設備について準用する。
- 12 この法律施行の日から一箇月以内は、電波監理委員会は、第八十三條第一項第一号の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同條同項同号の電波監理委員会規則を制定することができる。
- 13 前項の規定により制定された電波監理委員会規則は、この法律施行の日から六箇月を経過した日に、その効力を失う。
- 14 船舶安全法の一部を次のように改正する。
- （船舶安全法等の改正）
- 第四條第一項中「無線電信法」を「電波法」に改める。
- 15 著作権法（明治三十二年法律第

三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ五第二項中「無線電信法及之ニ基キ発スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電話施設者」を「放送事業者」に改める。

放送法案 放送法

目次

- 第一章 總則（第一條—第六條）
- 第二章 日本放送協会（第七條—第五十條）
- 第三章 一般放送事業者（第五十一條—第五十二條）
- 第四章 罰則（第五十三條—第五十八條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用を最大にすること

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

（定義）

第二條 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従ふものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送をいう。

三 「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。

四 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

（放送番組編集の自由）

第三條 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（訂正放送等）

第四條 放送事業者（電波法（昭和廿四年法律第 号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が真実でない事項の放送をした場合において、その事項に関する本人又は直接関係人の請求があつたときは、放送事業者は、請求を受けた日から二日以内に、同一の放送設備により、相当の方法で、その選択するところにより、訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接関係人に弁明の放送をさせなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

左の定義に従ふものとする。

「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送をいう。

「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。

「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

（放送番組編集の自由）

第三條 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（訂正放送等）

第四條 放送事業者（電波法（昭和廿四年法律第 号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が真実でない事項の放送をした場合において、その事項に関する本人又は直接関係人の請求があつたときは、放送事業者は、請求を受けた日から二日以内に、同一の放送設備により、相当の方法で、その選択するところにより、訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接関係人に弁明の放送をさせなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

では、左の定義に従ふものとする。

「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送をいう。

「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。

「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

（放送番組編集の自由）

第三條 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（訂正放送等）

第四條 放送事業者（電波法（昭和廿四年法律第 号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が真実でない事項の放送をした場合において、その事項に関する本人又は直接関係人の請求があつたときは、放送事業者は、請求を受けた日から二日以内に、同一の放送設備により、相当の方法で、その選択するところにより、訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接関係人に弁明の放送をさせなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

では、左の定義に従ふものとする。

「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送をいう。

「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。

「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

（放送番組編集の自由）

第三條 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（訂正放送等）

第四條 放送事業者（電波法（昭和廿四年法律第 号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が真実でない事項の放送をした場合において、その事項に関する本人又は直接関係人の請求があつたときは、放送事業者は、請求を受けた日から二日以内に、同一の放送設備により、相当の方法で、その選択するところにより、訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接関係人に弁明の放送をさせなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

では、左の定義に従ふものとする。

「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送をいう。

「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。

「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

（放送番組編集の自由）

第三條 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（訂正放送等）

第四條 放送事業者（電波法（昭和廿四年法律第 号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が真実でない事項の放送をした場合において、その事項に関する本人又は直接関係人の請求があつたときは、放送事業者は、請求を受けた日から二日以内に、同一の放送設備により、相当の方法で、その選択するところにより、訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接関係人に弁明の放送をさせなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

では、左の定義に従ふものとする。

(事務所)

第十條 協会は、主たる事務所を東京に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十一條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び会計に関する事項

五 経営委員会、理事会及び役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 放送債券の発行に関する事項

八 公告の方法

2 定款は、電波監理委員会の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第十二條 協会は、その設立、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者は對抗することができない。

(経営委員会の設置及び権限)

第十三條 協会は、経営委員会を置く。

2 経営委員会は、協会の経営方針を決定し、且つ、その業務の運営を指導統制する権限と責任を有する。

第十四條 左の事項は、経営委員会

の議決を経なければならない。但し、経営委員会が軽微と認めた事項については、この限りでない。

一 收支予算、事業計画及び資金計画

二 收支決算

三 放送局の設置計画並びに放送局の開張、休止及び廃止

四 放送番組の編集に関する基本計画

五 定款の変更

六 第三十二條の受信契約の條項及び受信料の免除の基準

七 放送債券の発行及び借入金の借入

八 事業の管理及び業務の執行に関する規程

九 役員報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む)

十 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

(経営委員会の組織)

第十五條 経営委員会は、委員八人及び会長をもつて組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員及び会長が選挙する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)

第十六條 委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、同議院の同意を得て、内閣

総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、文化、科学、産業その他の各分野が公平に代表されることを考慮しなければならない。

2 前項の任命に當つては、別表に定める地区に住所を有する者のうちから、各一人を任命しなければならない。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができな

きは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

4 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く)

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む)

五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む)以下この

條中同じ。若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む)

六 放送事業者若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報紙の頒布を業とする事業者

又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む)

七 前二号に掲げる事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む)

5 委員の任命については、会長を含め五人以上が同一の政党に属する者となることが必要ではない。

(任期)

第十七條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができ

る。

3 委員は任期が満了した場合においても、あらたに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(退職)

第十八條 委員は、第十六條第三項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免)

第十九條 内閣総理大臣は、委員が第二十條第四項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行がで

きないと認めるとき、又は委員に職員の職務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において各議院は、当該委員に弁明の機会を與えなければならない。

2 内閣総理大臣は、委員及び会長のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

第二十一條 委員は、前二條の場合を除く外、その意に反して罷免されることはない。

(委員の報酬)

第二十二條 委員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第二十三條 経営委員会は、委員長並びにその他の委員及び会長のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(役員)

第二十四條 協会の役員として、経営委員会の委員の外、会長一人、副会長一人、理事三人及び監

事二人を置く。

(理事會)

第二十五條 会長、副会長及び理事をもつて理事會を構成する。

2 理事會は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。

(会長等)

第二十六條 会長は、協会を代表し、経営委員會の定めるところに従い、その業務を總理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、会長、副会長及び理事の行う業務を監査し、その監査の結果を経営委員會に報告する。

第二十七條 会長は、経営委員會が任命する。

2 前項の任命に當つては、経営委員會は、委員六人以上の多数による議決によらなければならない。

3 副会長及び理事は、経営委員會の同意を得て、会長が任命する。

4 監事は、経営委員會が任命する。

5 会長、副会長、理事及び監事の任命については、第十六條第四項の規定を準用する。この場合にお

いて同項第六号「放送事業者若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と読み替へるものとする。

第二十八條 会長、副会長、理事及び監事の任期は、三年とする。但し、補欠の会長は、前任者の残任期間在任する。

2 会長、副会長、理事及び監事は、再任されることが出来る。

第二十九條 経営委員會は、会長若しくは監事が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することが出来る。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員會の同意を得て、これを罷免することが出来る。

(会長等の兼職禁止)

第三十條 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

2 会長、副会長及び理事は、放送事業に投資してはならない。

(民法等の準用)

第三十一條 民法第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法人の住所)、第五十四條(代表権の制限)、第五十六條(仮理事)及び第五十七條(特別代理人)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第一項(仮理事

等の選任の管轄)の規定は、協会に準用する。

(受信契約及び受信料)

第三十二條 協会の標準放送(五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの周波数を使用する放送をいう。)を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。但し、放送の受信を目的としな

2 協会は、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、月額三十五円とする。

3 協会は、あらかじめ電波監理委員會の認可を受けた基準によるものでなければ、前項の受信料を免除してはならない。

4 協会は、第一項の契約の條項については、あらかじめ電波監理委員會の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

(國際放送実施の命令)

第三十三條 電波監理委員會は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会に國際放送を行うべきことを命ずることが出来る。

(放送に関する研究)

第三十四條 電波監理委員會は、放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、第九條第一項第四号の範圍内で事項を定めてその研究を命ずることが出来る。

2 前項の規定によつて行われた研

究の成果は、放送事業の発達その他公共の利益になるように利用されなければならない。

(國際放送等の費用負担)

第三十五條 前二條の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

2 前二條の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範圍内でなければならない。

(事業年度)

第三十六條 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(收支予算、事業計画及び資金計画)

第三十七條 協会は、毎事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画を作成し、電波監理委員會に提出しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 電波監理委員會が前項の收支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の收支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員會は、協会の意見を徴するものとする。

(業務報告の提出)

第三十八條 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、電波監理

委員會に提出しなければならない。

2 電波監理委員會は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を附して内閣總理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

8 内閣は、前項の書類を国会に提出しなければならない。

(支出の制限)

第三十九條 協会の収入は、第九條第一項及び第二項に掲げる業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

(貸借対照表等の提出)

第四十條 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、電波監理委員會に提出しなければならない。

2 電波監理委員會は、前項の書類を受理したときは、これを内閣總理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を會計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

(會計検査院の検査)

第四十一條 協会の會計については、會計検査院が検査する。

(放送債券)

第四十二條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、三十億円をこえることができない。

3 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業

年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならぬ。

4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

5 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先立ち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。

7 前六項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法（明治三十二年法律第四十八号）の杜債に關する規定を準用する。

（放送の休止及び廃止）

第四十三條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。但し、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならぬ。

（放送番組の編集）

第四十四條 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄與するように、最大の努力を拂わなければならない。

2 協会は、公衆の要望を知るた

め、定期的に、科学的な世論調査を行い、且つ、その結果を公表しなければならない。

3 協会は、放送番組の編集に當つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

一 公衆に關係がある事項について、事実をまげないで報道すること。

二 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

三 音楽、文学、演芸、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。

（政治的公平）
第四十五條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

2 協会が公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に關する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、同一の放送設備により、同等な條件の時刻において、同一時間の放送をさせなければならない。

（広告放送の禁止）

第四十六條 協会は、いかなる表現によるかを問はず、他人の営業に關する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組について著作者の氏名又は名称を放送することを妨げるものではない。

（放送設備の譲渡等の制限）

第四十七條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸

し、担保に供し、その運用を委託し、その他いかなる方法によるかを問はず、これを他人の支配に属させることができない。

2 電波監理委員会は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

（免稅）

第四十八條 協会には、所得税及び法人税を課さない。

（土地收用）

第四十九條 協会の営む放送事業は、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）第二條の土地を收用し、又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

（解散）

第五十條 協会の解散については、別に法律で定める。

第三章 一般放送事業者

（廣告主及び廣告放送の告知）

第五十一條 一般放送事業者（協会以外の放送事業者をいう。以下同じ。）が、対価を得て廣告放送をするときは、廣告主の氏名又は名称及び廣告放送であることを放送によつて告知しなければならない。

（候補者放送）

第五十二條 一般放送事業者がその設備により又は他の放送事業者の設備を通じて、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に關する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとし、にかかわらず、同一の放送設備により、同等な條件の時刻において、同一時間の放

送をさせなければならない。

第四章 罰則

第五十三條 協会の役員又は職員がその職務に關して賄物を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 協会の役員又は職員にならうとする者がその担当しようとする職務に關して請託を受けて賄物を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、協会の役員又は職員になつた場合において、前項と同様の刑に処する。

3 協会の役員又は職員であつた者がその在職中請託を受けて職務上不正の行為をなし、又は相當の行為をしなかつたことに關して賄物を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第一項と同様の刑に処する。

4 前三項に規定する賄物を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

5 第一項から第三項までの場合において、協会の役員又は職員が收受した賄物は、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

第五十四條 左の場合においては、その違反行為をした協会の役員を十万円以下の罰金に処する。

一 第九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十一條第二項、第三十二條第三項若しくは第四項、第四十二條第一項、第四十三條第一項

又は第四十七條第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條第一項の規定に違反したとき。

第五十五條 第四條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴を要して論ずる。

第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。

第五十七條 協会の役員がこの法律又はこの法律に基く命令に違反して登記をすることを怠り、又は不実な登記をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第五十八條 協会の役員が第四十三條第二項の規定に違反して届出をしないときは、三千円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、電波法施行の日から施行する。但し、附則第二項から第十項までの規定は、公布の日から施行する。

（協会の設立）

2 内閣総理大臣は、協会の設立前に第十六條の例により、協会の経営委員会の委員となるべき者を指名する。

- 3 前項の規定により指名された委員となるべき者は、協会の設立前に第二十七條第一項及び第二項の例により、社団法人日本放送協会の役員又は職員のうちから、協会の会長となるべき者を指名する。
- 4 第二項の規定により第十六條の例による場合において、同條第四項第六号中「放送事業者」とあるのは「社団法人日本放送協会」と読み替へるものとする。
- 5 第二項の規定により指名された委員となるべき者及び第三項の規定により指名された会長となるべき者は、協会の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ協会の最初の経営委員会の委員又は会長に任命されたものとする。但し、その委員の任期は、第十七條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、三人については一年、三人については二年、二人については三年とする。
- 6 電気通信大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。
- 7 電気通信大臣は、前項の規定により設立委員を命じたときは、社団法人日本放送協会に対し、その社員の出資した金額を社員に返還すべきことを命じなければならない。
- 8 社団法人日本放送協会は、前項の命令があつたときは、協会の成立の日までに社員の出資した金額を社員に返還しなければならない。
- 9 設立委員は、定款並びに最初の收支予算、事業計画及び資金計画を作成して、電気通信大臣の認可を受けなければならない。
- 10 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を第三項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。
- 11 第三項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、設立の登記をしなければならない。
- 12 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。
- 13 協会が成立したときは、その時において、社団法人日本放送協会は解散し、その一切の権利義務は、協会において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 14 社団法人日本放送協会の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。
- 15 協会成立の際社団法人日本放送協会に勤務する者は、協会成立の時に協会の職員となるものとする。
- 16 協会の最初の收支予算、事業計画及び資金計画については、第十四條及び第三十七條の規定は、適用しない。
- 17 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
- 第六條ノ三の次に次の一條を加える。

- 第六條ノ三ノ二 日本放送協会が放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ
- 一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込額圓拂込金額
- 千分ノ三
- 二 登録事項ノ変更、消滅又ハ廢止 每一件 金千二百円
- 從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金三百円ノ登録税ヲ納ムベシ
- 第十九條第七号中「法令ニ依ル公団、」の下に「日本放送協会、」を、「公団ニ關スル法令、」の下に「放送法、」を加える。
- 18 地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。
- 第十三條第十一号の次に次の一号を加へ、同條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」を加える。
- 十一の二 放送受信設備
- 第一百十三條中「書籍」の下に「並びに放送」を加える。
- 19 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
- 第三條第二項中「電気通信省から委託された業務」の下に「日本放送協会から委託された事務」を加える。
- 第八條第十三号の次に次の一号を加える。
- 十三の二 日本放送協会から委託された事務を処理すること。

託された事務を処理すること。

20 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「電気通信省から郵政省に委託された業務、」の下に「日本放送協会から郵政省に委託された事務、」を加える。

一	東京都	神奈川県	埼玉県	群馬県	千葉県
二	茨城県	栃木県	山梨県	長野県	新潟県
三	愛知県	三重県	静岡県	岐阜県	石川県
四	福井県	富山県	京都府	兵庫県	奈良県
五	大阪府	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
六	広島県	愛媛県	徳島県	香川県	高知県
七	熊本県	長崎県	福岡県	大分県	佐賀県
八	宮崎県	鹿児島県	岩手県	青森県	山形県
九	秋田県	福島県			
十	北海道				

- 電波監理委員会設置法案
- 電波監理委員会設置法
- （目的）
- 第一條 この法律は、電波監理委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。
- （設置）
- 第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、電波監理委員会を設置する。
- （所掌事務）
- 第三條 電波監理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 無線局の開設の根本的基準を定めることその他無線局（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の免許等に関すること。
- 二 無線設備（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の技術基準を定めること。
- 三 無線局の運用に関すること。
- 四 無線従事者国家試験に関すること。
- 五 無線従事者の免許に関すること。
- 六 日本放送協会に関すること。
- 七 電波監理委員会の処分に対する異議の申立の聴聞に関すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、電

波及び放送の規律に関すること。

(権限)

第四條 電波監理委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所、業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、研究用資材、事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 電波監理委員会の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可を與えること。

十四 所掌事務に関し、報告を徴すること。

十五 電波の利用に関する業務及び技術の研究及び調査であつて、所掌事務を遂行するのに必要なものを自ら行い、又は自ら行うことを不利と認める場合にこれを部外の研究機関に委託すること。

十六 所掌事務を遂行するのに必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

十七 條約により定められた範囲内において電波の管理に関する国際的取極を商議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

十八 無線局の開設を免許し、又は承認すること。

十九 無線局についてその無線設備 無線従事者の資格及び員数等を検査すること。

二十 電波を監視し、及び規律すること。

二十一 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

二十二 電波が伝わる状況を予報し、及び電波の伝わり方の異常に関して警報を発すること。

二十三 無線設備の技術基準を定めること。

二十四 委託により、無線設備の機器の型式検定をすること。

二十五 無線従事者国家試験を行い、及び無線従事者免許を與えること。

二十六 委託により、無線設備の性能試験及びその機器の較正を行うこと。

二十七 委託により、無線局の周波数を測定すること。

二十八 日本放送協会の定款の変更を認可すること。

二十九 日本放送協会に対し、国際放送を行うべきことを命ずること。

三十 日本放送協会とその放送を受信する者との契約の條項を認可すること。

三十一 日本放送協会の放送設備の譲渡、賃貸等につき認可すること。

三十二 日本放送協会が放送受信機器の修理業務を行うことができる場所を指定すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き、電波監理委員会に屬せられた権限

(組織)

第五條 電波監理委員会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第六條 委員長及び委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることのでき、広い経験と知識を有する者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散

のため、兩議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、兩議院の同意を得ないで委員長又は委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、兩議院の同意を得なければならない。

3 左の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 禁以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 国会議員

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 放送事業者若しくは無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。)

若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

4 委員長及び委員の任命については、四人以上が同一の政党に屬する者となることが必要ではない。

(宣誓及び服務)

第七條 委員長及び委員は、任命

後、内閣総理大臣の面前において、服務の宣誓をした後でなければならない。その職務を行つてはならない。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六條、第九十八條から第二百二條まで及び第二百五條の規定は、委員長及び委員に準用する。

(兼職の禁止)

第八條 委員長及び委員は、營利を目的とする団体の役員となり、自ら營利事業に従事し、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(任期)

第九條 委員長及び委員の任期は、六年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員長及び委員は、再任されることができない。

(退職)

第十條 委員長又は委員は、第六條第二項後段の規定による兩議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免)

第十一條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が第六條第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第十二條 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認めるときは、兩議院の同意

を得てこれを罷免することができ。

2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち四人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が三人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免する。

(委員長)

第十三條 委員長は、電波監理委員会の会務を総理し、電波監理委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに委員長の職務を行わせるため、副委員長一人を置く。

3 副委員長は、委員のうちから互選した者について、委員長が任命する。

(給與)

第十四條 委員長及び委員は、別に法律で定めるところにより給與を受ける。

(退職後の就職の制限)

第十五條 委員長又は委員であつた者は、その退職後一年間は、第六條第三項第五号及び第六号に掲げる職についてはならない。

(会議及び手続)

第十六條 電波監理委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

1 電波監理委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 電波監理委員会の会議の議事は、議事録として記録しておくか

ければならない。この記録は、電波監理委員会規則で定める手続により、公衆の閲覧のために公開されなければならない。

4 前三項に定めるものの外、電波監理委員会の会議の議事に関する手続は、電波監理委員会規則で定める。

(規則の制定)

第十七條 電波監理委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、電波監理委員会規則を制定することができる。

(報告)

第十八條 電波監理委員会は、第十六條の規定による会議を開いて議決をしたときは、その要旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。但し、内閣総理大臣がその必要がないと認めた事項については、この限りでない。

2 電波監理委員会は、左に掲げる事項について調査し、毎年一回内閣総理大臣を経由して、国会に報告しなければならない。

一 無線局の開設の状況
二 放送番組の状況及びその改善の方策
三 日本放送協会の業務の状況及び放送事業の振興の方策

四 無線設備の改善の方策
五 電波の利用に関する業務及び技術の発達を図る方策

六 その他電波監理委員会の所掌に属する事項の状況

(審理官)
第十九條 電波法第七章に定める聴

聞を行うため、電波監理委員会に審理官五人以内を置く。

2 審理官は、電波監理委員会の同意を得て、委員長が任命する。これを罷免するときも、同様とする。

(事務局)

第二十條 電波監理委員会に、事務局として電波監理総局を置く。

2 電波監理総局は、電波監理委員会の事務を処理する。

3 電波監理総局の長は、電波監理長官とする。電波監理長官は、電波監理委員会の指揮監督を受け、電波監理総局の事務を掌理する。

4 電波監理長官は、電波監理委員会の同意を得て、委員長が任命する。これを罷免するときも、同様とする。

5 電波監理委員会は、その所掌事務の遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、その権限に属する事項の一部を電波監理総局に行わせることができる。

(内部組織)

第二十一條 電波監理総局に、官房及び左の三部を置く。

法規經濟部
施設監督部
電波部

(官房の事務)
第二十二條 官房においては、電波監理総局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。
二 公印を制定し、及び管理すること。
三 公文書類を接受し、発送し、

編集し、及び保存すること。
四 無線局の免許に関する意見をとりまとめること。

五 分課に関すること。
六 聴聞に関すること。
七 監察を行うこと。

八 周知宣伝に関すること。
九 調査及び統計に関すること。

十 職員の名簿、職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十一 職員の厚生及び保健並びに宿舍に関すること。

十二 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十三 行政財産及び物品を管理すること。

十四 他の部の所掌に属しない事務に関すること。

(法規經濟部の事務)

第二十三條 法規經濟部においては、電波監理総局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波及び放送の規律に関する条約及び法令に関すること。

二 国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

三 無線局の開設の根本的基準に関すること。
四 無線局の免許に関すること。
但し、社会的、経済的な事項に限る。

五 無線局の運用に関すること。
但し、社会的、経済的な事項に限る。

七 無線従事者の免許に関すること。

八 日本放送協会等電波監理委員会の所掌事務に係る公益法人その他の団体の関すること。

九 日本放送協会が放送受信機器の修理業務を行うことができる場所の指定に関すること。

十 電波監理委員会の所掌事務に係る法律に関すること。

十一 社会的、経済的な見地からする電波及び放送の規律に関すること。

(施設監督部の事務)

第二十四條 施設監督部においては、電波監理総局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 無線設備の技術基準に関すること。但し、電波部の所掌に属するものを除く。

二 無線局の免許に関すること。但し、法規經濟部の所掌に属するものを除く。

三 無線局の運用に関すること。但し、法規經濟部の所掌に属するものを除く。

四 国際周波数登録委員会との連絡に関すること。

五 無線局の検査に関すること。
六 技術的見地からする電波及び放送の規律に関すること。但し、電波部の所掌に属するものを除く。

(電波部の事務)
第二十五條 電波部においては、電波監理総局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波の利用に関する技術の研究及び調査をし、又はこれを部

八 國際無線通信諮問委員會及び

第二十六條 電波監理総局の地方機関として、地方電波監理局を置く。

2 地方電波監理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

北海道

4 第二十五條第六号及び第七号に

掲げる事務については、第二項の管轄区域にかかわらず、電波監理委員会規則で別段の定をすることが出来る。

電波観測所	電波監理委
職員訓練所	波の伝わり
	電波監理委

所掌事務を行うのに必要な電測及び研究を行うこと。
職員の訓練を行うこと。

第二十九條 電波監理委員會に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

1 この法律は、電波法施行の日が

号の五中「電気通信施設」を「電気通信施設（無線通信施設を除く。）」に、「電気通信用の機器及び素材」を「電気通信用の機器及び素材（無線通信用の機器及び素材を除く。）」に改定した。

材(無線通信のものを除く。)]に改める。

第十一條第八号但書を削る。

第十二條第五号中「及び無線電信法(大正四年法律第二十六号)第六條」を削る。

第十五條第八号及び第九号中「電波法」を「電波監理委員会」に改める。

第十六條第十五号但書を削り、同條第十六号中「電波法」を「電波監理委員会」に改める。

第二十四條第二十号中「電波法」を「電波監理委員会」に改める。

第二十九條中「電波法」を削る。

「第二節 電波法」を削り、第三十條から第三十八條までを次のように改める。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「外国為替管理委員会」を「外国為替管理委員会」に改める。

第十八條中「外国為替管理委員会」を「外国為替管理委員会」に改める。

6 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の總理府の項中「外国為替管理委員会」を「電波監理委員会」に改め、同表の電気通信省の項中「電波法」を削る。

7 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 電波監理委員会の委員長及び委員

別表中「統計委員会委員長」を「統計委員会委員長」に、「公正取引委員会委員長」を「公正取引委員会委員長」に改める。

第三十條から第三十八條まで 削除

「第二節 航空保安法」を削る。

第四十五條中「電波技術審議会」及び「電波審議会」を削る。

第四十六條第二項中「電波技術審議会に諮問する事項を除く。」を削る。

第四十六條の三を削る。

第四十九條を次のように改める。

第五十條中「電気通信調整審議会及び電波技術審議会」を「電気通信調整審議会」に改める。

第五十四條中「電波監理長官」を削り、「附屬機關及び地方支分部局」を「及び附屬機關」に改める。

外国為替管理委員会 外国為替管理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)に改める。

電波監理委員会 電波監理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)に改める。

電波監理委員会 電波監理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)に改める。

電波監理委員会 電波監理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)に改める。

電波監理委員会 電波監理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)に改める。

電波監理委員会 電波監理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)に改める。

電波監理委員会 電波監理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)に改める。

電波監理委員会 電波監理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)に改める。

8 この法律施行の際、現に電波法の職員である者は、電波監理委員会の職員に同一の勤務条件をもつて任ぜられたものとみなす。但し、別に命令を發せられたときは、この限りでない。

9 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第五項中「地方電波管理局の出張所」を「電波監視局、地方電波監視局の出張所、電波監視所」に改める。

10 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定の適用については、電波監理委員会の職員は、電氣通信省の職員とみなす。

11 電氣通信省設置法第四十七條の規定の適用については、電波監理委員会の職員及びその家族は、電氣通信省の職員及びその家族とみなす。

〇小澤國務大臣 たいま議題と相なりました電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案の提案理由を、ごく簡単に御説明申し上げます。

放送を含む電波行政の現在の基本法である無線電信法は、大正四年に施行せられたものでありますので、放送を初め、科学技術の進歩に伴い、電波を利用する分野が拡大した今日におきましては、十分に規律の目的を達しているとは申せないような次第であります。特に放送に關しましては、この不備を補うとともに、国民全体のための放送とするために、現在の日本放送協会の改組すると同時に、その事業の独占を排除することが、社会の要望するところとなつて参りました。次に、日本国憲法の施行によりまして、国民主権に基く法律による行政を確立いたしましたためには、無線電信法は行政官庁に対する授權の範圍が広きに過ぎ、国民の権利及び自由を十分に保障しているものと申すことができません。また、電波が國境を越えた文化的手段でありますことから、その利用には高度の國際協力が必要といたしますが、このための國際電氣通信條約にわが國も昨年加入いたしました結果、この條約の要求を満たすように國內法制を整備する必要があります。さらに無線電信法の性格そのものにつきましても、現在電氣通信省で行つております公衆通信事業の事業經營の準則と見られる規定が、監督行政の規定とともに包含せられておりますので、行政を事業から分離し、別個の法体系とすることが合理的であると申すことができるのであります。同時に主管の行政官庁も、事業官庁である電氣通信省から分離するとともに、その組織を民主化するのとが、行政の公正を期する上に必要となつて参つております。

以上要しますに、電波の公平かつ能率的な利用を確保し、公共の福祉を増進するため、及び放送が公共の福祉に適合して行われ、かつその健全な発達をはかるために、電波法案及び放送法案並びに電波監理委員会設置法案を、ここに提出いたしました次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御決定あらんことをお願いする次第であります。

〇辻委員長 なお電波監理長官から補充

〇網島政府委員 電波關係三法案に關しましては、たいま電氣通信大臣から提案理由の御説明がございましたが、私からさらに三法案の概要について御説明申し上げたいと存じます。

まずこの三つの法案の關係を御説明申し上げます。

電波法は相互に密接に關連しておりまして、一体として電波及び放送の行政の基本法となるのでございますが、そのうち電波監理委員会設置法を獨立の法案といたしましたのは、行政作用の法律と區別して、行政組織の法とするためでございます。電波法案及び放送法案は、ともに行政作用の法でございます。設置法では、この電波及び放送の行政をつかさどる共通の國家行政組織であるところの電波監理委員会の組織、權限及び所掌を定めてあるのでございます。

電波法と放送法とにつきましても、放送が電氣通信の中におきましても、最も社会的あるいは文化的に特質がある事業にかんがみまして、特に放送法といたしまして、放送事業のあり方、すなわち日本放送協會及び一般放送局のあり方、及び放送の番組内容のあり方につきまして、その大綱を規定いたしました。これに對しまして電波法は、放送を含む電波一般の有効かつ能率的な利用を確保するという面を、直接の規律の對象といたしまして、無線局はもとろん、個々の放送局も無線局の一つとして免許、設備の條件、運用の監督等につきまして、すべて電波法の適用を受けるといふことにいたし

た次第でございます。

次に各法案の概要を御説明申し上げます。

まず電波法案でございますが、この電波法案は、ただいま大臣から提出理由の説明にございましたように、最近における電波利用の急速かつ広範囲の進展と、これと軌を同じくいたしてできた新たな国際電気通信條約の成立とに即応いたしまして、古い無線電信法にかえまして、無線電信、無線電話、これにはもちろんラジオ放送も含んでおりますが、そのほかテレビジョン、フアクシミリ、ラジオゾンデ、その他最近のいろいろの電波を応用する一切の施設、及びこれに妨害を與える施設に対する免許、監督等の國家の規律を定めておるのでございます。

この法案を現在の無線電信法に比べてまして、そのおもな特色を以下二、三申し上げたいと存じます。第一は現在の無線電信法は、無線局の開設計につきましては、政府が電波についてすべてを管掌するという觀念のもとに、政府の専有を原則としたしております。その制限列挙した例外の場合に限り、私設を許可しているのでございますが、今度の電波法案等におきましては電波の利用範囲の拡大に伴いまして、旧無線電信法の建前を捨てまして、万人の電波利用の自由を認めておるのでございます。ただ電波はこの数に非常な限度がありますために、これを有効適切に使用するための統制を加えるということにいたしております。

第二は、旧無線電信法におきましては、國營無線通信事業の経営に関する規定と、無線通信の監督に関する規定

とをともに含んでおりましたが、電波法案におきましてはこの部分を分離いたしまして、もつぱら電波行政の基本法律となつております。従いまして電氣通信省の事業経営に関する無線電信法の規定は、新しい事業法ができるまでのその効力を存続するということになりまして、將來はこれを除去したいと考えておるのでございます。

第三は行政の對象が新事態に即して張されております。すなわち従来電波の利用範囲がごく限定されておつたのでありますが、波長の技術的な拡大に伴いまして、その応用範囲を広くしております。

第四は現在の無線電信法では、國民の權利義務に関する重要な事項が、きわめて大巾に政府の行政命令に委任せられておるのでございますが、電波法案におきましてはこれを法律中に定めてございます。

第五といたしまして、それでもなお細部におきまして、法律の委任によりまして、または法律の執行のために命令を必要とする場合が多々ございますが、これらの命令を制定改廃いたしますために、利害關係者の参加する聽聞を経なければならぬことにしておるのでございます。

第六といたしまして、免許その他の処分を行う点につきましては、極力そのような場合を限定いたしますとともに、処分を行う際はあらかじめ電波監理委員會規則で定められているところの準則に基かなければならぬことになつております。そしてその決定において十分合議いたしまして、行政処分を

行うことになつておるのであります。

このような民主的な過程による行政処分に對しては、さらに自由に異議の申立てができるようにしてございまして、その申立てがございませうば、慎重な聽聞を経なければならぬことになつております。その聽聞を経た決定に對しては、さらに不服がある場合に、裁判所に訴する道が開かれておるのでございます。

以上は電波法の概略でございますが、各章にわたりますので、おもな点を若干敷衍いたしたいと思います。

第一章は總則でございますが、この章におきましては法の目的を定め、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによりまして、公共の福祉を増進することにあることを定めてござい

ます。また電波に関する條約の規定は、この法律に優先するものといたしまして、電波の利用について國際協力をする日本の立場を明らかにしてござい

ます。またこの法案の解釈に疑義の生ずることを避けるために、法案に用いておきますところの用語に對しまして、若干の定義を定めておるのでござい

ます。次に第二章は無線局の免許でございますが、無線局を開設計しようとする際は、國の機關であらうと個人であらうと、すべて電波監理委員會の免許を受けなければならぬことになつております。放送局も無線局の一種でございますからして、もちろんこの監理委員會の免許を必要とするのであります。現在電氣通信省の管轄でござい

ます。今後電氣通信省で取扱うということをはつきりいたしております。また免

許を與えない人格上の事由といたしまして、外国人及び外国法人等並びに期間を定めまして、電波の利用に関する一定の罪を犯した者、及び免許の取消しを受けた者に、それ／＼免許を與えないということにしておるのでござい

ます。それから免許には放送局は三年以内、一般の無線局におきましては五年以内の有効期間を定めることといたしておりますが、ただ法律あるいは政令によりまして、無線局の設置を強制されておりますところの船舶に對しましては、期限を設けないことになつております。さらに免許の有効期間をつけました關係上、再免許の場合には簡單な手續で足りるようになつておるのでございます。

次に第三章の無線設備でございますが、無線設備の技術的條件に關しまして、現在の無線電信法のような簡單な委任の根拠によつて定める方法を改めまして、電波法案は、ここで國民の權利及び自由に影響する主要なものにつきましては、すべて法律事項といたしまして、命令に委任する場合にも、その範圍を明らかにして限定しておるのでございます。

次に第四章の無線従事者でございますが、無線局を構成する無線設備の操作、これは通信をやる場合と、技術的に設備を動かすという二つにわけられてござい

ます。操作を行つてゐる者が指すことになつております。従いましてすべての無線設備では、この監理委員會の免許を受けた従事者でなければ、その操作

を行ひ得ないことになつておるのであります。混信の防止と通信の円滑な疎通を確保するために、この従事者に對しましては、國家試験を経たところの一定の資格を要求いたしてござい

ます。しかもこの資格に對しましては、免許に對しましては五年の有効期間を設けまして、この資格に應ずるところの能力を保持させることになつております。同時に免許の無試験更新等の制度も確立しておるのでございます。

次に新しい資格制度の設定に伴いまして、従来の法令の規定に基きまして、現在資格を有しておる無線従事者は、電波法案の定めるそれ／＼の資格に相當する資格を、そのまま保有することといたしております。たとえば現在無線通信士といたしまして、第一級、第二級、第三級、電話級及び聽守員級という區別がござい

ますが、これに對しましては、今後この電波法案に規定されておりますところのそれ／＼の資格等級を、そのまま取得し得ることになつておるのであります。

次に第五章は、無線局の運用でございますが、無線局がその業務を遂行するに際しまして、従わなければならない規律を定めてござい

ます。この規律は必要の最小限度にとどめてあるものであります。海岸局及び船舶局につきましては、海上の安全の見地より必要とされておる若干の原則を、特にこれに付加してござい

しておるのでございます。

そのうち主なものを二、三御説明申し上げたいと存するのでありますが、まず電波法案は、無線局の免許の取消し、運用の停止、制限の命令、これらは免許人が法令あるいは処分違反に犯した、いわば過失責任の場合に限ることを原則といたしまして、しかもこの場合、取消しは原則として運用の停止、制限の処分をまず行つてからというようにしてあります。また運用の停止は三箇月を越ゆることができないようにしてあります。運用の制限も運用許可時間、周波数及び空中線電力に限り、かつ期間を定めて行わなければならないことになっております。例外といつたしましてわずかに電波法案は、過失のない場合、すなわち通信の防止その他公益上の必要があつた場合には、周波数または空中線電力の指定を変更することができるようになつておりますが、それは無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、かつその無線設備の変更を要しないか、あるいはごく軽微な変更にとどまる場合に限りております。ただし通信の使命にかんがみまして、今回の場合には特別な通信を取扱い得ることをさせることができるようになつておりますが、この場合には実費を弁償することにしておるのでございます。

次に第七章の聴聞及び訴訟について申し上げたいと思つて、電波行政の公正を確保する最も特色のある制度といたしまして、ここに聴聞の制度を新たに導入してございます。これは米國におきましては行政手続法という一般法によつて、行政の一般的な制度として確立せられてゐるところのものでございまして、わが國におきましては、この法案が電波行政の分野におきまして最初に確立するものであると申すことができます。單なる公聴会ではございません。ここに定めてあります聴聞制度の特徴は、第一に、聴聞を主宰する独自の職能を有する審理官によつて聴聞が行われることになつており、第二に、放送局の免許を含む一切の行政処分について異議の申立てがあり、した場合だけでなく、広義の立法である点にかんがみまして、委員会規則の制定、改廃をする際にも、聴聞を行わなければならないものとしたのであります。第三に、聴聞の手続につきましては、聴聞の開始に際しましてその旨を公告し、広く利害関係者の参加を求めますほか、代理人の制度、当事者及び参考人の審問、主張と立証及び反対質問、並びに調書及び意見書の作成等、第一審の裁判手続に準ずる手続を定め、またともに、この審理官の作成した調書及び意見書の内容に基いてのみ、委員会は決定権を行使しなければならぬものとなつてゐるのであります。従つて第四に、訴訟におきましても、訴えの提起は第二審裁判所に對して行ふものとしたし、特に十分な証拠に基いて委員会が認定した事実を、裁判所を拘束するものとなつておるのでございます。

第八章は雑則でございますが、ここで規定してありますおまな事柄は、無線設備以外の設備でありまして、しかも無線通信に妨害を及ぼすというようなものに対する規律と、それから検査その他の行政手続に対する手数料の徴収をきめてあります。

第九章は罰則でございますが、ここ

では、刑法が規律していないか、または十分には規律していない反社会的な行為につきまして、電波を利用する部面に固有なものを抽出いたし規定してゐるのでございます。罰則を命令に委任してはございません。この罰則につきましても、旧法のように無制限となるような規定の方法を避けまして、罪となる場合を極力少くするとともに、その行為を明らかにいたしまして、個人の自由を尊重するように規定してございます。

なお附則におきましては、できるだけ早く施行されることを祈念いたしまして、この法律の施行期日を四月二日以降であつてはならないということにしてゐるのでございます。

以上が大體電波法の概要でございます。

次に放送法案の概要について申し上げます。

放送法案は、第一條に示してござい、ます三大原則に従ひまして、放送を公共の福祉に適合するように規律いたしまして、その健全な発達をはかることを目的として立案されたものでござい

ます。

この法案も、放送の経営及び規律に關する各國の例を研究調査いたしまして、その長所をとり、かつわが國の國情も十分考慮して立法したものでありまして、放送立法について世界に一つの新例を開くものでございます。

放送法案の特色といたしまして、第一には、わが國の放送事業の事業形態を、全國津々浦々に至るまであまねく放送を聴取できるように放送設備を施設しまして、全國民の要望を満たすような放送番組を放送する任務を

持ちます國民的な公共的な放送企業体と、個人の創意とくふうとにより自由闊達に放送文化を建設高揚する自由な事業としての文化放送企業体、いわゆる一般放送局または民間放送局というものであります。それと二本建として、おの／＼その長所を發揮するとともに、互いに他を啓蒙し、おの／＼その欠点を補ひ、放送により國民が十分福祉を享受できるようにはかつてゐるのでございます。

次に公共的な放送企業体としましては、現在わが國の放送を独占的に実施してあります日本放送協会の、約六千人の社員によつて構成される社団法人であるにかんがみまして、新たに全國民に基盤を持つ公共的な特殊法人である日本放送協会の設けることとしたしまして、現在の社団法人日本放送協会の設備、人員、権利義務の一切を、新しい日本放送協会に移しまして、現在の社団法人日本放送協会は解散するものとしたのでございます。従ひまして新しい日本放送協会につきましては、全國民が國會を通じてその人事、業務の運営、財務等について必要な監督を行うのでございます。

以上は放送法案の大要でございますが、さらにこれを敷衍いたしまして御説明申し上げます。

放送番組につきましては、第一條に、放送による表現の自由を根本原則として掲げまして、政府は放送番組に對する検閲、監督等は一切行わないのでございます。放送番組の編集は、放送事業者の自律にまかされてはありますが、全然放任してゐるのではございません。この法律のうちで放送の連則ともいふべきものが規律されております。

して、この法律で番組を編成することになつております。

それから日本放送協会の性格であります。新しい日本放送協会は、この法律により目的が與えられ、設立される法人でありまして、民法に基いて設立される公益社団法人でもなければ、商法に基いて設立される会社でもございません。従ひまして民法または商法の規定は、當然には適用されないものでございます。この法律によりまして社団法人日本放送協会から承継した財産を運用し、経営委員会という議決機関と、会長その他の執行機關を持つところの特殊法人であります。

この法案の第九條に、その目的を達成するに必要な業務を掲げてあります。そして他に別段の規定がない限りは、その限定された業務の範囲内だけでなければ、行為能力がないわけではございません。その業務につきましては、特に嚴重な制限を設けてまして、放送事業に關係ある事業に協会の大きな支配力を持ち、その事業の生命を制することのないように、受信機器等を認定し、無線用機器の運用業者、販売業者及び修理業者の行う業務を、規律または干渉するような行為を禁止してあります。また放送用受信機器の修理場所も、電波監理委員会が特に指定する場所に限つてこれを行ひ得るということになつております。

協会の業務の経営を民主的に行うために、協会には先ほど申し上げた経営委員会を置きますが、経営委員会は協会の経営方針を決定し、かつその業務の運営及びこれを指導統制するのでございまして、協会がその事業を運用いたしまするには、この経営委員会の決

定によらなければならぬのでござい
ます。経営委員会は、委員八人と会長
で組織されますが、委員は両議院の同
意を得て、内閣総理大臣が任命するこ
とにいたしましたのでございします。両議院
の同意を得ることにいたしましたのは、
内閣総理大臣が独自の判断で一方
的に任命することのないように、また
国民の代表である国会の同意によつ
て、国民の意思が反映されるように
からつたのでございします。また委員を
選任する場合には、放送が全国のおら
ゆる分野に關連する文化事業であり、
公共事業でありますから、文化、科
学、産業その他の分野が、公平に代表
されるように考慮いたしますととも
に、全国を八地区にわけまして、その
各地区から一人ずつ任命されるように
定めてございします。

次に会長につきましては、会長は協
会の業務を執行する最高の責任者であ
り、対外的には協会を代表し、対内的
には協会の業務を総理する地位にあり
ますが、その権限を行使するには、経
営委員会の議決に従わなければならぬ
のでございします。議決機関でありま
すところの経営委員会と執行機関で
あるところのこの会長との一体性を保
ちつつ、協会の業務の能率的な、円滑
な運営をはかりますために、経営委員
会が会長を任命することにいたしました
のでございします。また会長は経営
委員会の同意を得て、副会長及び理事
を任命いたしますが、会長、副会長及
び理事によつて理事会を構成しまし
て、理事会は協会の重要業務を審議す
るのでございします。

次に民間放送につきましては、先

ど申し上げましたように、できる限り
自由にこれをまかせる方針にいたして
おるのでございします。第三章に最小
限度必要な規定を單に二箇條だけ設け
ておるのでございします。これはこの民
間放送が将来いかに自由に発達するか、
まだ見通しをつけることが非常に困難
であるということと同時に、この民間放
送にある特別な特権を與えようと、
これに伴いまして、政府の監督その他
の行為が必ず伴う。それによつて民間
放送の自由な発達を妨げるためので
ございまして、将来民間放送が発達いた
しましたならば、場合によりまして、法
案を改正して必要な規定を挿入するこ
とになるかとも存じておるのでござい
します。ただ民間の放送の事業の発達を
はかる一つの方法としては、この法律の附
告放送につきましては、この法律の附
則によつて地方税法を改正して、新
聞、雑誌、書籍等の広告と同じように
免税することにしたのでございします。

次に協会の設立につきましては、内
閣総理大臣は、協会の設立前に第十六
條の例によりまして、協会の経営委員
会の委員となるべき者を指名し、その
指名された委員となるべき者は、協会
の設立前に、協会の会長となるべき者
を指名いたしますが、これらはこの
法律が施行されたときに、スムーズに
この新しい日本放送協会の設立ができ
るように考えた結果でございします。

最後に、この放送用受信設備でござ
いまして、現在は放送用受信設備につ
きましては、全部政府の許可を必要と
することになつておりますが、先ほ
ども申し上げましたように、この新し
い電波法におきましては、放送用受信
設備の施設につきましては、許可を必

要としないことになつております。し
かもこの放送の普及をはかるという見
地からいたしまして、現行の地方税法
を改正いたしまして、いわゆるラジオ
税という、すなわち放送を聞くという
ことによつて税金を課せられないとい
うことにしておるのでございします。
なおこの法律に規定していないこと
で、御参考までに申し上げます。こ
は、現在日本放送協会から特許料とい
うものを政府が徴収しております。こ
れはごく少額でございしますが、今後こ
の法律ではそういう性質のものは徴収
いたさないことにいたしましたので
ございします。またこの法律は、電波を利
用する放送事業だけを対象にしており
ますので、電波を使わない有線放送に
つきましては、規律してございませ
ん。

以上簡単にございしますが、放送法案
の概要の説明を終ります。
次に電波監理委員会設置法の概要を
申し上げます。電波監理委員会は、電波の
管理及び放送の規律に関する行政の重
要性にかんがみまして、その担当行政
機関といたしまして、アメリカ合衆国
の独立行政委員会の制度にならいまし
たところの、電波監理委員会を総理府
の外局として設けようとしたもので
ございまして、この委員会の設立
とともに、現在右の行政の担当機関で
ありますところの電気通信省の外局た
る電波庁は、これをこの委員会の事務
局でありますところの電波監理総局
に、移行させようというものでござい
ます。

この法案の趣旨を簡単に御説明申し
上げますと、現在、電波管理及び放送

の規律に関する行政は、電気通信省の
所管とせられておりますが、御承知の
ごとく電気通信省は管理行政のため
に、みずから多数の無線施設を建設
し、維持し、運用しているものでござ
います。この二つの機能は、完全に相
違つたものでございまして、両者を同
一の機関で行いますことは、電波管理
行政の真に公平な実施を確保いたしま
す意味におきまして、妥当を欠くうら
みがあるものでございします。従つて電
気通信省の外に、電気通信省、国家公安
委員会、海上保安庁、気象台その他の
国家機関、都道府県等の自治体、並び
に船舶無線施設者、漁業無線施設者、
日本放送協会、日本国有鉄道等、すべ
ての個人または団体の無線施設につ
いての行政を行う機関を設けることとい
はしまして、それを各省に対して最も
公平な行政を確保する必要も考慮いた
しまして、総理府の外局として設ける
ことにしたのでございします。

この行政機関をいかなる形で構成す
るかという点につきましては、第一
に、電波管理及び放送の規律がきわめ
て公平に行われなければならないこと
と。第二に、そのためには一党一派、
その他一部の勢力からの支配から分離
したものでなければならないこと。第
三に、その機関の政策には相当長期に
わたつて、政策等によつて容易に變動
しない恒久性を持たせるとともに、時
代の變遷に伴つて漸進的に改まつて行
く改変性をも與え得るようにならな
いこと。この両者の調和を確保し得るよ
うにしなければならぬこと。第四
に、その機関の機能といたしまして
は、前に電波法案の項で申し上げまし
たように、單に行政の執行ばかりでは

なく、半立法的あるいは半司法的なも
のを果さなければならぬこととい
うようなことを考慮いたしまして結
果、委員会制をとることとしたまし
て、その委員長及び委員の任命、任
命要件、欠格事項、任期、罷免、会議手
続等につきまして、詳細な規定を設け
た次第でございします。

この法案の第一條は、他の各省の設
置法案にあるごとく、法律の目的、第
二條に電波監理委員会を設けること、
及びこれを設けるのは総理府の外局と
して設けることを明らかにいたしてお
ります。
第三條は委員会の所掌事務、第四條
は一般の設置法の例に従い、委員会の
権限を定めております。
第五條以下、第六條、第七條その他
は、委員会の組織及び委員長及び委員
の任命、及びその任期、退職等のこと
であります。

第十八條は、委員会の議決事項を總
理大臣に常に報告することによつて、
内閣との關係を持たせているのでござ
います。
第十九條は、電波法によります聴聞
を行うための審理官を置くこと、並び
にその任命及び罷免に関する規定で
ございまして、アメリカのいわゆるエグ
ゼクティブの制度をわが国において採用
しようとする最初の試みでございま
す。

第二十條は、委員会の事務局として
電波管理総局を置くことと定めてござ
いまして、その内部組織その他につきま
しては、第二十一條以下第二十五條ま
でに定めております。
第二十七條は、この委員会の付屬機
関でございまして、電波技術審議会、

電波観測所、職員訓練所というような機関を設けることにいたしてごさいます。

その他定員の問題につきましては、別の法律を定めるといふような條項もつけ加えてごさいます。

次にこの電波管理委員会の委員につきましては、毎年一人ずつ交代するといふ建前をとりまして、委員の任期は六年でございまして、最初に委員の任命にあたつて、一人ずつ交代して行くことを考えまして、一人は一年、次は二年といふふうに規定しております。しかもその委員の任命にあたつては、内閣総理大臣が両院の承認を得て行ふといふことにいたしてあるのでござい

ます。

附則の第四項は、委員会の設置に伴う電気通信省設置法中一部改正の規定でございまして、電波庁が現在電気通信省にある關係上、その設置法を改正しなければならぬので、別に電気通信省設置法中一部改正法律案が提出されます予定でありますから、その際にはこの項を修正いたしたいと存じております。

その他、この電波庁の職員が電波管理委員会に移るための規定その他が、附則に追加されてごさいます。

以上をもちまして、簡單ではござい

ますが、三法案の概要の御説明を終りたいと存じます。

○辻委員長 この際、公聴会開会承認要求の件についてお諮りいたします。ただいまも大臣の御説明にもありましたように、三法案はともに重要な電波關係法でありまして、放送法案は過去三年にわたり、立法の過程におきまし

ても種々問題のありましたところでありましたが、放送事業の民主化のために、従来のそれに画期的な変更を加ふるものとして、放送事業關係者はもちろんのこと、しばしば新聞論議にも活発に取上げられたように、一般的関心及び目的を有する重要法案であらうと思

います。また委員各位におかれましては、本法案の審査のために公聴会を開くことを希望しておられるのであります。公聴会開会には、衆議院規則第七十七條により、あらかじめ議長の承認を要することになつておりますから、本委員会といたしましては議長あてに、放送法案について公聴会開会承認の要求をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めまして、その要求をいたすことに決定いたします。なおその要求書の内容につきましては、

一、公聴会を開こうとする議案

放送法案

一、意見を聞こうとする問題

放送法案について

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めます。ではさようとりはからいます。

また電波法案及び電波監理委員会設置法案につきましても、これまた一般的関心及び目的を有する重要法案であらうと思ひます。従いましてこの二法案につきましても、公聴会開会の承認要求をいたしたいと存じますが、これに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めまして、さよう決します。なおその要求書の内容につきましては、

一、公聴会を開こうとする議案

電波法案及び電波監理委員会設置法案

一、意見を聞こうとする問題

電波法案及び電波監理委員会設置法案について

といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なければさようとりはからいます。

本日はこの程度にてとどめ、次会は明日午後一時より開会いたします。

これをもつて散会いたします。

午後十一時五十八分散会